られることの中に、學問が社會的に生きるか死ぬかの鍵が預けら為述方法に就いてであるが、それは前期に比して可成の變質が來なかつたらうか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなかつたらうか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなかつたらうか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなかつたらうか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなかつたらうか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなかったらか。又(第十三章)以下、東所より後の學問と教育のなが方法に就い何に獨創的精神に燭えながら學界を指導し、許否兩論の仁濟が如何に獨創的精神に燭えながら學界を指導し、許否兩論の仁濟が如何に獨創的精神に燭えながら學界を指導し、許否兩論の仁濟が如何に獨創的精神に燭えながら學界を指導し、許否兩論の仁濟が如何に獨創的精神に燭えながら學界を指導し、許否兩論の仁濟が如何に獨創的精神に燭えながら

>

れてゐるやうに考へられるのである。

を得ない。(菊版本文八三三頁、附録七六頁、コロタイプ寫真六である。その研究領域の大部分は未だ何人も着手しなかつた未開である。その研究領域の大部分は未だ何人も着手しなかつた未開である。その研究領域の大部分は未だ何人も着手しなかつた未開の原野であり、十數年耕作整理の勞を思へば瑕瑾の如きは問ふを別にした罪は消ゆべくもないが、ひとへに著者の寛容を選ぶ大いなる完成せしめたものは、單なる理性のみの仕業ではなく、大いなる完成せしめたものは、單なる理性のみの仕業ではなく、大いなる完成せしめたものは、單なる理性のみの仕業ではなく、大いなる完成せしめたものは、單なる理性のみの仕業ではなく、大いなる光ちた文字は、讀む者に深い感動を與へずんばおかぬ。卷を覆ふたちた文字は、讀む者に深い感動を與へずんばおかぬ。卷を覆ふたちた文字は、讀む者に深い感動を思へばっている。

東京目黑書店發行、定價九圓)〔龜井伸明〕

椠

中世南島通交貿易史の研究

小葉田

淳著

著者が日支中世貿易史に関して令名高く、續々として精細な新研究を發表されつ、あるは世の識を所である。本書は斯の廣汎な研究領域の中、主として琉球を選び、これと日本本土、明、南海との通交貿易史について郷上げられたものである。從つて單に書との通交貿易史について郷上げられたものである。從つて單に書との通交貿易史について郷上げられたものである。從つて單に書との通文自は大成されたるものとしての意味を有してゐる。尤も以の中には旣に世に間はれた論稿も少くはないが、それとても多少の改訂が加へられて本書全體の構想の中に組込まれて居り、他がの改訂が加へられて本書全體の構想の中に組込まれて居り、他がの改訂が加へられて本書全體の構想の中に組込まれて居り、題がの意味を表示している。本書は斯の廣汎な研究を發表されている。本書は斯の廣汎な研究を發表されて、題をとして精細な新研究を發表されている。

ものがある。

望易史の史料的搜索は著者のそれに悉きたる感をさへ懐かしめる

望易史の史料的搜索は著者のそれに悉きたる感をさへ懐かしめる

的探究心と倦まざる努力とは敬服に堪へざる所である。中世南島

り、これを豐富に援用せむとする實證的意圖が看取され真摯な學

著者の態度には凡ゆる問題に就いて事實を可能なるだけ多く搜

が容易でないといふ感を起さしめ易い。然しながらそれは本書をのに讀者をして理解を困難ならしめ、從つて結論的なものゝ抽出たゞ一見して種々の事實があまりにもゆたかに擧げられてゐた

第二十五卷 第三號

三五元

降琉球で造るに至つたとせられる。薬員の構成法と變遷殊に隕人

ある。 ることを否定出來ない。本書を味へばこの事は自ら窺ひ得る所で 思考の餘地を持たしめる爲と想像される以外に、著者には旣にか 精讀せざるものゝ皮相な觀察に過ぎないであらう。 かる要約的なものが常に前提としてまた結論として意識されてゐ **概觀的發展的要約が少ししか試みられてゐないのは讀者をして** 以下偏見に亙るかも知れないが、內容の槪略を紹介する。

鎌ねて本書を讀む参考ともなれば幸甚である。

る。 係が島津氏の政策として、强化され途に慶長に及んで征制役とな ら本土の渡航商船は島津氏の許證を要すること、なつた。この開 を有し、嘉吉頃には一方的に琉球を島津氏の封土と爲し、其頃か 興隆が述べられてゐる。本來慕府は琉球を附庸視する政治的態度 には琉球船の近畿往易の衰頽と、それに反して九州貿易の一層の 第二編は琉明闘係、第三編は南海交渉に琉球と遅離との關係を扱 れ、その形態及び經過が省られ、應仁文明大亂による內國海運殊 つてゐる。第一編では足利幕府と琉球の通交及び附帶貿易が扱は 本書は分つて三篙となし、第一編は日本本土と琉球との關係、 終りに琉球本土間の貿易が要約されてゐる。

撥與であつたが、正統年頃より福建船廠で造る標になり、 質船敷等が考察されてゐる。次に使船についてははじめ明よりの **兜された。先づ中山王察度以來尙永に至る間の渡航船即ち進貢船** の敷を明らかにし、荷真以來現はれた接責船、迎接船等の起源性 なく、琉球の仲繼貿易の中樞を爲すものであるから詳細に分析研 第二編琉明間の通交貿易は史料的に興管な問題であるばかりで 尚情以

> 來の範圍を出で、闡明されてゐる。 た所を訂正し、 た。明の通交貿易では册封使渡來の經過年月に關し、在來知られ は琉球本土間の經濟的政治的關係にも 聯 繋 あることが注目され 牙行貿易が記される。また明末多量の銀が輸出せられたが、これ のとして附塔貨收買の全貌があとづけられ、曾同館市易と福建の とこれに對する頒賜物の內容と變遷、又本來は貿易の根幹的のも する明の施設、待遇等が變遷的に考へられ、琉明貿易では進貢物 ぜられてゐる。明の制度については琉球便臣の行歷と、これに對 後裔の所與關係も省られ、携行文書の性質半印勘合の時代性が論 明商船の海外通防發展中福建漳泉地方の研究は從

利用價値はこれによつて一層昂められるであらう。 引は南島迪交貿易史を大成せる本書の内容に相應はしきもので、 刺加と琉球の往易等についても詳論されてゐる。而して最後の索 のは卓見といふべきであらう。また萬港と琉球との交渉、次で繭 ぜられ、從來始んど定說たるの觀あつた爪哇船說に反對せられた **賓案所收文書により舊港即ちスマトラのバレンバンの船なりと斷** の南蠻船は學者の議論ある所であるが、殊に後者については歴代 とを論ぜられた。なほ應永十五年小濱、來蔣同二十六年薩摩來蔣 琉暹貿易も相當盛なもので、南海諸國間では最も長期に<u>亙つた</u>こ ける商舶の容認、抽税制の沿革など注目すべき研究である。また ることを研究せんとて湿糊が取上げられてゐる。その中廣東に於 第三篇南海迎交貿易は明代の通交貿易形態の國によつて異同あ (菊判本文五

第二十五卷

第三號

價五圓五拾錢)〔福尾猛市邸〕 三八頁、索引一四頁、圖版一四葉、表三葉、日本評論社發行、定

支那地方自治發達史

和 田 清編

第一章であるといふ。 第一章であるといふ。 第一章であるといふ。 第一章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。 第二章であるといふ。

東京では古来ビラミッド型の官僚制度が王朝の専制君主の下に 支那では古来ビラミッド型の官僚制度が正対の事制君主の下に を疾張專制主義的な民間自治制度が構成されてをり、その内村落 も矢張專制主義的な民間自治制度が構成されてをり、その内村落 も矢張專制主義的な民間自治制度が構成されてをり、その内村落 も矢張專制主義的な民間自治制度が構成されてをり、その内村落 の興慶による上部の攪飢にも係らず過去の支那を通じて恒久的に の興慶による上部の攪飢にも係らず過去の支那を通じて恒久的に の興慶による上部の攪飢にも係らず過去の支那を通じて恒久的に を発されてきた。

地方制度や特に徴税組織を手掛りとして下方の自治組織を把握すへる企ては實に困難といはねばならない。然も本書は上方からの支那においてかかる下方からの組織を兜明しその歴史的變遷を考支船においてかかる下方からの組織を完明しその歴史的變遷を考めんどすべての史料が朝廷の記錄や治者階級の筆すさびである

である。 ることによつてこの荒塗を開かんとする。本書の目次は左の通り

序説、第一章 隋唐以前の時代、第二章 宋代、第三章 元代 序説、第一章 隋唐以前の時代、第二章 宋代、第三章 元代 の理想案の實際的影響をうけつ、唐の地有異正の基を開いたこと の理想案の實際的影響をうけつ、唐の地有異正の基を開いたこと の理想案の實際的影響をうけつ、唐の助村里正の基を開いたこと を述べ、最後に新しい見解として、隋の總官展止が古來の自治制 を護微させたといふ迎說を否定し、强大な權限を有した上代の鄉 を遊べ、最後に新しい見解として、隋の總官展止が古來の自治制 を変微させたといふ迎說を否定し、强大な權限を有した上代の鄉 を被づせたといふ迎說を否定し、强大な權限を有した上代の鄉 を被づせたといふ迎說を否定し、强大な權限を有した上代の鄉 を被づせたといふづ意を では官治といふべきで、隋唐の治安と收稅とを目的とする微力な 制度が、却つて真の自治制の發足した所であるといふが單に言及 に止つてゐる。

が生じた。第三章元代ではこの頃支那の村落の地方的差異が著したかつ官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかつ官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかつ官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかつ官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかの官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかの官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力していました。第三章元代ではで法と村落自治體の變遷を跡づけんと努力してかの官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力していた。第三章元代ではこの頃支那の村落の地方的差異が著しました。第三章元代ではこの頃支那の村落の地方的差異が著したが生じた。第三章元代ではこの頃支那の村落の地方的差異が著しる。第二章以下は各王朝に属分してその地方行政の最下級單位にし第二章以下は各王朝に属分してその頃支那の村落の地方的差異が著したか生じた。